

## 令和3年 八潮市農業委員会 11月総会 議事録

- 1 開催日 令和3年11月25日(木)
- 2 開催時間 午後2時00分から
- 3 会場 八潮メセナ 研修室B(2階)
  
- 4 出席委員 8名  
会長 1番 大塚 一宏  
会長職務代理者 2番 小早川喜一  
委員 4番 渋谷 稔 11番 臼倉 正浩  
5番 荻野 恭子 13番 鈴木 隆  
6番 齋藤 富子 15番 松田 淳一
  
- 5 欠席委員 7名  
3番 大野ヒロ子 10番 新井 孝美  
7番 福岡 達則 12番 鈴木 新一  
8番 小倉 雅樹 14番 田中 幸夫  
9番 飯山 敏行
  
- 6 議事日程  
第1 会長挨拶  
第2 議事録署名人の選任  
第3 書記任命  
第4 議 事  
議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件  
議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件  
議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件
  
- 7 転用等届出受理報告  
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件  
報告第3号 農地法第6条による農業生産法人の要件確認について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

### ◎開会の宣告

○事務局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまより八潮市農業委員会11月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。新型コロナウイルス感染者数が少ない状況が続いておりますが、依然として感染に対する配慮が必要と考えています。また、今回の会場の広さも考慮しまして、案件担当の委員の方、また、委員議席番号が奇数の委員の方、さらに、人員を調整させていただいて出席をお願いしたところがございます。その結果、本日の出席者数は8名となっております。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをまずご報告いたします。

また、本日の総会につきましても、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、引き続き会議時間が必要以上長くならないよう配慮していきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

朝晩大分寒くなりましたけれども、まだ日中が暖かいせいか、うちはコマツナが伸びて、伸びて大変苦勞しております。おまけに安くてどうにもならないし、そんな感じです。

今年も農業祭は中止となりましたが、JAさいかつの直売所で山東菜まつりが12月の第2土曜日に今年も行われるそうです。関係者の皆さん、頑張ってください。

それから、新型コロナウイルスも緊急事態宣言が解除された後、日本では今日あたりも各県一けたの人数で大分落ち着いている状態ですが、韓国とかヨーロッパは再拡大している感じで、まだまだ安心はできない感じかなと思います。

それでは、本日も最後までご協力、よろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

また、本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

それでは、ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

①八潮市農業委員会 1 1 月総会次第

A 4 横

②総会次第差替え・6－7 ページ

③令和 3 年度秋季農地パトロール結果

(資料 - 1)

④農業委員会手帳

手帳の中の身分証明書は、現在お持ちの手帳のものを入れ替えてご使用いただければと思います。もしなくしてしまった方がいらっしゃいましたら、お作りしますので、事務局のほうにご連絡ください。

以上となります。資料の漏れ等はなかったでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、どうぞよろしく願います。

---

#### ◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第 3 の議事録署名人の選任でございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 それでは、4 番、渋谷稔委員、15 番、松田淳一委員をお願いいたします。

---

#### ◎書記任命

○議長 次に、次第 4 の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、分かりました。

---

#### ◎議案第 2 1 号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきましては、私が地区担当でございますので、議事の進行につきましては小早川会長職務代理にお願いしたいと思います。委員の皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長職務代理 それでは、本議案につきましては、暫時、私が進行を務めさせていただきます。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件になります。

番号1、譲渡人住所・氏名、〇〇市〇〇〇-〇 〇〇〇 〇〇〇、譲受人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇-〇、地目は登記地目・現況地目とも田になります。地積〇〇平米、権利の内容は所有権の移転になります。申請事由としまして、農業経営の充実を図るということで経営規模拡大でございます。

こちらの譲受人は、今年4月の議案第5号-3と、先月の議案第19号で3条の許可を受けた譲受人と同一人となります。引き続き〇〇〇の用地買収に応じたことにより、不足した耕作地の代替地として新たな土地を求めたものとなります。譲渡人のほうも、こちらは4月の際の譲渡人の方と同一の方でございます。なぜ時期がずれたかといいますと、相続の手續きに時間がかかったため今回の申請になったということでございます。意見決定の根拠につきまして、耕作面積は〇万〇〇〇平米となります。農業従事者としてご本人と奥様、息子さん夫婦合わせて4人になりまして、従事日数は4人の延べ日数で370日となります。所有されている農業機械としまして、トラクター、田植機、コンバイン、もみすり機、乾燥機、耕運機を各1台所有していらっしゃいます。譲受人の所有地は、今年許可を受けた土地も含めまして、引き続き周囲に迷惑をかけることなく耕作されておりまして、遊休農地はありません。以上のことから、下限面積要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件それぞれを満たしているものと捉えております。

次に、場所の説明をいたします。隣の2ページをご覧ください。市役所〇側の出口を出まして〇折して〇方向に向かいます。〇〇〇に当たったところで右折しまして、そのまま道路を〇〇してまいりますと〇〇〇に突き当たりますが、〇〇〇の2つ前の信号を左折して〇〇〇方向に向かいます。そして一つ目の信号を右折しますと〇〇〇にまいります、この〇〇〇をずっと〇〇してまいりますと、〇〇〇、〇〇〇との交差点に到達します。そこから約500mほど行きますと〇〇〇の信号のある交差点に到達しますが、その130mほどの手前の交差点を右折して、東に向かいまして200mほど進みますと〇〇〇に到達します。この地点で左

折しまして60mほど北に進みましたところがこの薄く色を塗ってある申請地となります。

現地の様子は、後ろの3ページのようになっておりまして、白黒写真でよく分からないのですけれども、一見草のようにも見えますが、こちらは稲が刈り取られた後さらに稲がちょっと伸びたような状態で、今年も水田として耕作されていた様子がうかがえました。

事務局からは以上です。

○**会長職務代理** ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当、1番、大塚一宏委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○**1番（大塚一宏委員）** 事務局の説明どおりで、ほぼ問題はないと思います。しかも4月のときに双方での所有権売買を許可しておりますので、その後変わった様子もありませんので、特に問題ないと思います。

以上です。

○**会長職務代理** ありがとうございます。

ただいま事務局と1番、大塚一宏委員より農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして説明がございましたが、何か質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

ございませんか。

——— 委員より意見なし ———

○**会長職務代理** ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○**会長職務代理** 挙手全員でございますので、本件は原案のとおり可決いたします。

ここで、議案第21号の審議が終わりましたので、議事の進行を会長に戻したいと思います。皆様のご協力、ありがとうございました。

○**議長** 小早川代理、ありがとうございました。

---

### ◎議案第22号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○**議長** それでは、議案第22号にまいります。

農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○**事務局** 次第の4ページをご覧ください。

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件。番号1、譲受人住所・氏名、〇〇〇区〇〇〇番地〇、株式会社〇〇〇、代表取締役〇〇〇、譲渡人住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇ー〇、地目、登記地目・現況地目とも畑、地積〇〇〇平米、権利の内容は30年間の賃借権の設定となります。

次に、1ページ開いていただいて、5ページのほうをご覧ください。申請地の概要は、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満の第2種農地となります。

申請目的は店舗敷地です。申請理由としましては、譲受人は〇〇〇におきまして交通量や地域の状況を調査の上、採算確保が可能と判断しまして、周辺住民の方や通行者への生活物品販売サービス、また、24時間営業として地域の防犯・治安維持にも一役買うものとして出店を計画しました。そして周辺の市街地や非農地を当たりましたが、実現可能な土地が見つからなかったところ、今回の申請地におきまして地権者の協力が得られましたことから、申請に至ったものとなります。

資金計画・調達計画としましては、建物工事費、外構工事費ほか、ご覧の金額を自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が添付されております。

周辺農地への被害防除策としましては、転用するに当たり、コンクリートブロック土留め及び雨水貯留施設を設置し、周辺農地等に被害が生じないように計画しております。

次に、場所の説明をします。隣の6ページをご覧ください。先ほどと同じように、〇〇〇を北上していきまして、今度は〇〇〇に到達する手前です。〇〇〇とか、〇〇〇がある場所の南側の着色された箇所となります。

後ろを開きまして、7ページの土地利用計画図なんですけれども、こちらは八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例の規定に基づき関係各課と調整を重ねまして、安全面であるとか、排水計画があるのか、緑化計画等、担当課とそれぞれ協議を済ませて、適合確認通知を受けた計画となっております。事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の6番、齋藤富子委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○6番（齋藤富子委員） 6番、齋藤です。

先日、事務局から19日に連絡がありまして、20日に調査に行ってきました。ちょうど隣の方がいらしていろいろな話を聞きました。申請地には赤道も入っていたそうで市との調整が色々大変で時間がかかったそうです。少し前までは砂利が敷かれ駐車場になっていた時もあったようですが、今は是正され赤土できれいな状態になっていました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と6番、齋藤委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

どうぞ。

○4番（渋谷 稔委員） 4番、渋谷です。これは建て貸しになるんですよね。要は店舗敷地とあとこの建物、建物工事費と書いてあるから、あと外構工事費、駐車場も含むと思うんですけども、この金額を自己資金というのだから、自分で借金をしてこのものを建てるということですね。

○議長 事務局をお願いします。

○事務局 今回、事業計画と資金の調達は〇〇〇さん側でという形の許可申請となっています。あとは〇〇さんのお宅と〇〇〇さんとで何かしらお話をされているかとは思いますが、5条許可申請での形となっております。

○議長 ということは、建て貸しではなくて……

○4番（渋谷 稔委員） 一応建て貸しなただけでも、〇〇〇からお金を借りて、その分を要は差引きで、ほとんど定借でやるのが普通なただけでも、ちょっと建て貸しでもしも、契約書次第だけでも、逃げられちゃうこともあるわけではないですか。そうした場合、〇〇〇はかかったお金はうちは要りませんよと言って、でも名義は〇〇〇ではなくて、〇〇〇さんの名義になるから、どうしたってこれは残ることになっちゃう。

○議長 お願いします。

○事務局 こちらは一応記載の金額は譲受人の〇〇〇のほうで工面することになっておりますが、それとは別の契約で、この全体額のうちかかる一部を〇〇さんが負担するような計画もあります。金額についてはこの半分までいかないのですけども、ある程度〇〇さんの負担もこの中には、結果的にはあるということになります。

○4番（渋谷 稔委員） なるほどね、分かりました。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 特に問題点というのは。現状、赤土を入れて農地の状態になっているようですが。

○事務局 隣の8ページが現況写真です。

○議長 何かございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————



○議長 挙手全員ですので、本件は原案のとおり可決いたします。

---

◎議案第23号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料の9ページをご覧ください。

議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについてになります。

番号1、相続人住所・氏名、〇〇〇-〇-〇、〇〇〇、被相続人住所・氏名、住所は同じで、〇〇〇、特例の適用を受けようとする土地の所在、〇〇〇丁目〇-〇、登記地目、畑、現況地目、畑、〇〇平米外7筆で、合計〇〇〇平米となります。

このうち〇〇〇丁目の〇-〇、〇-〇、〇-〇は合わせて八潮〇号生産緑地となります。同様に〇〇〇丁目〇-〇、〇-〇、〇-〇、〇-〇は〇号生産緑地として、〇〇〇丁目〇-〇は〇号生産緑地となっております。

被相続人の所有面積は〇〇〇平米となっております。こちらは相続人となりました申請者が所有する農地のうち、八潮〇〇〇、〇号、〇号生産緑地の納税猶予の適用を受けるため、その適格者であることの証明を申請されたものとなります。参考までに、農地の納税猶予を受けるためには農業委員会の適格者証明が必要となりますが、市街化地内におきましては、農地の納税猶予を受けられるのは生産緑地地区のみとなります。

次に、場所の説明をいたします。市役所の〇側の出口を通りまして真っすぐ行きますと、〇〇〇の交差点に到達しますが、そこからさらに〇に直進しまして140mほど行きますと、〇〇〇に向かうTの字の交差点になりますが、ここを右折しまして、〇方向に120mほど進みますと〇〇〇がございます。〇〇〇の道路を挟んだ南側が八潮第〇号生産緑地、その南側の交差点をさらに挟みまして着色した箇所が〇号生産緑地となります。もう1か所が、1枚ページをめくっていただいて11ページですけれども、先ほどの市役所から真っすぐ行きますと〇〇〇のところへ到達しましたら、そこをさらに真っすぐ行きますと〇〇〇のある交差点に到達します。そこを左折しまして、東方向に100mほど行きますとまた交差点に到達しますが、ここを、車では曲がれないんですけれども、右折しまして150mほど行きますと今度は〇〇〇がございます。この道路を挟んだ北側が〇号生産緑地となっております。

現地の様子は、隣の12ページのようになっておりまして、〇号生産緑地と〇号生産緑地のほうは小型のビニールハウスが建っておりまして、3番目の〇号生産緑地はご覧のように耕運されておりました。事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当、4番、渋谷稔委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○4番（渋谷 稔委員） 先日、〇〇さんの自宅の脇と後ろと、あと〇〇の北側を見に行ってみました。いつも〇〇さんはまめに作付して、市場も切らさない、そのようにいつも作付してありまして、1番、2番はミニハウス、3番は露地でいつもやっているのを見ております。本人の仕事ぶりとかを見れば、荒らすということもないし、適格な人ではないかと私は思っております。以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と4番、渋谷委員より相続税の納税猶予に関する適格者証明の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

どうぞ。

○13番（鈴木 隆委員） 13番、鈴木です。

今、〇〇〇さんのお宅は〇〇〇さんと奥さんで農家をやっていると思うんですが、後継者の方はおりますか。

○4番（渋谷 稔委員） 4番、渋谷ですが、以前は、途中、腰が悪いというので仕事をやめて2年くらいはやっていたんですけども、誰かが青耕会に入らないかと言ったら、うちのつなぎだから、またほかの仕事をすると言って、ほかの仕事をしているみたいです。最近は見かけないです。

○13番（鈴木 隆委員） 現状は〇〇さんと奥さんですね。

○4番（渋谷 稔委員） そうです。

○13番（鈴木 隆委員） ありがとうございます。

○議長 事務局、家族の従事状況について、お願いします。

○事務局 今年の八一調査で提出されたものによりますと、〇〇さんが年間300日、奥様が240日、お子さんが330日と報告されております。

○議長 それは今年のですか。

○事務局 そうですね。去年の310日というのを消して、手書きで改めてあります。

○4番（渋谷 稔委員） また始めたのかな。

○議長 300日以上書いてあるとするとやっているという感じは受けますね。

○事務局 修正して書いてありますから。

○13番（鈴木 隆委員） 一時後継者がいると聞いたことがあったので、ちょっと質問させていただきました。

○議長 ほかに質問はございますか。

○4番（渋谷 稔委員） 納税猶予というのは死ぬまでですよ、市街化区域の場合の生産緑地というのは。

○議長 事務局、生産緑地の納税猶予は生産緑地の期限が切れるまでですか。

○事務局 いいえ、終身です。

○議長 市街化調整区域も終身ですよ。

○事務局 今は終身です。平成21年の12月に制度が変わりまして、20年の納税猶予というのはそのときなくなりましたので。

○議長 市街化調整区域もですか。

○事務局 はい。

○議長 納税猶予は終身です。

○13番（鈴木 隆委員） 全部、終身なんですね。

○事務局 また一つ補足なんですけれども、今回の申請地、公園みどり課に確認したところ、特定生産緑地の申請もされているということなので、この先も間違いなく耕作されていくものと思われま。

○議長 何かご意見、質問はありますか。

渋谷委員の説明にも、〇〇〇さんが一生懸命農業に従事しているということなので、特に問題はないのではないかと思います。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、ないようですので、挙手にて採決をしたいと思ひます。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員ですので、本件は原案のとおり可決いたします。

---

#### ◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について4件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について6件、報告第3号 農地法第6条による農業生産法人の要件確認について1件ございますが、今月も会議時間短縮のため、読み上げはなしにいたしますので、ご了承ください。

今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後に質問がありましたらお願いいたします。13ページから16ページになります。

—— 資料確認 ——

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

○13番（鈴木 隆委員） 13番、鈴木です。

14ページの1番の宗教法人の〇〇〇さんが、これ、普通の土地から墓地に転用ということだと思うんですけども、こういうのは簡単にできるものですか。周りの住宅の住民の意見とか、そういうこともきっとあると思うんですけども、その点ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長 事務局で回答をお願いします。

○事務局 こちら譲受人が〇〇〇さん、譲渡人は住所が同じ、〇〇さんということで、相続で〇〇〇さんがこの土地の所有権を受けたところです。それを法人のほうに売買の形で移すということです。現実はまだ〇〇〇さんの敷地の中なんです。〇〇〇さん個人名で所有していたところなんですけれども、ここのところで〇〇〇さんのほうに移すということです。

○13番（鈴木 隆委員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長 こういうのって、金額は載っているのですか。

○事務局 載っておりません。分かりません。農地法3条の許可申請などはそういう欄があるのですけれども、届出はないので。

○議長 3条というか、普通の届出ではないもの、5条とかには載っているよね、売買価格。

○事務局 許可申請は、資金計画を出すので載っています。届出は、ありません。

○議長 ないんですね。

ほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特にないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりとなります。

---

◎協議事項

○議長 続きまして、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、協議事項が1件ございます。

農地パトロールの実施結果について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料1をご覧ください。

こちらは皆さんに行っていただいた農地パトロールの結果をまとめたものとなります。

表の説明をしますと、左側が地図に記されていた番号、担当委員さんのお名前、それから、対象の土地の所在と所有者になります。所有者は個人情報ということで、住所の番地は消させていただきます。その右側が皆さんにやっていただいたパトロールの結果、さらにその右側が事務局のほうで現地を再確認した結果となっております。事務局で確認したところ、皆さんがやったときは遊休農地化していたのですけれども、その後草刈りをされたところが数か所ありまして、そういうことを含めた結果となっております。遊休農地に対して、これから先どうしていくかといいますと、右のほうに管理依頼文書、それと管理依頼プラス利用意向調査を送るという欄がありますが、遊休農地とみなされた農地につきましては、農地法の規定によりまして利用意向調査を行うこととなっております。利用意向調査を行わず管理依頼文書を送るといいますのは、八・一調査等で既に利用の意向を表明されていて再確認しなくても分かる方とか、中には直接市役所に相談にいらして、当方で意向を把握している方もいますので、そういう方に対しては意向調査は出さずに、管理依頼文書を発送することとしております。その文書の内容が、資料1の6ページにあります利用意向調査の文書となります。ちょっと中段、読み上げさせていただきます。「さて、本会では、農地法第30条の規定に基づき、農地の有効、かつ、効率的な利用の促進を目的に、毎年、市内の農地について利用状況調査を行っております。調査を行った結果、裏面に記載した農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる……」、ちょっと省かせていただきまして、「見込まれることから、適正に耕作、または管理されるようお願いいたします」、まず、ここで適正な管理をお願いしまして、その後です。「また、当該農地について、農地法第32条第1項の規定に基づき利用意向調査を行い、今後の意向を確認したいと考えておりますので、別紙の意向調査票にご記載いただき、同封の返信用封筒にて、ご返送くださるようお願いいたします」といった文書を発送させていただく予定でございます。裏面を見ていただきまして、7ページのほうで、こちらに遊休農地の場所等を書いていただきまして、この表の下にも、さらに「上記の農地は雑草が繁茂しており、そのまま放置すると害虫の発生や廃棄物の不法投棄を誘発する可能性があります。近隣農地に迷惑をかけないよう、所有地の適正な管理をお願いいたします」ということを重ねて書かせていただきました。

隣の8ページが回答していただく利用意向調査の回答票となります。こちらで遊休農地とさせていただいた農地のリストをあらかじめ記載させていただいて、その筆ごとに、下のほうに①番から④番までありますけれども、①番が、自ら耕作しますという場合、②番が当該農地については第三者への売買または貸出しを希望します。農業委員会等によるあっせんを希望しますという場合です。③番がそういったところには頼らず、自ら受け手を探します。④番がその他、こういったところから選んで記入して回答していただくようお願いするもの

です。

1枚めくっていただいて、9ページが、こちらは利用意向調査はなしに、農地の適正管理についてお願いするパターンとなります。中段のほうを読ませていただきますと、「さて、あなたが所有されている下記の農地については、雑草が繁茂し耕作がされていない状況が見受けられます。このままでは、害虫の発生や廃棄物の不法投棄を誘発する恐れがあり、近隣農地へ悪影響を及ぼす可能性があります。つきましては、雑草を除去し、農地の適正な管理をされるようお願いいたします」といった内容です。ほかに、先ほどの資料1の表の中に、数か所なんですけれども、別途文書と記載しているところがありまして、これに加えて、もう一言加えてお願いしたいなという文書を用意したところもあります。該当する地区の委員さんのところにはそちらの用紙も入れてありますので、後で参考にご覧いただきたいと思います。それで、こちらが10月25日までに実施したパトロールの結果によって書いていますので、もしかしたらその後草刈りをした場所が、事務局で見た後にあるかもしれないので、委員さん方々で、このリストアップされた農地の中でもう草刈りをされていますよと、そういうことをもし見かけましたら連絡していただければ、その管理依頼文書とかストップすることもできますので、その際は連絡してください。刈った後でも、1回伸ばしちゃった実績があるのでこういった文書を送るのは構わないのかと思いますけれども、それとこちらの一覧表のほうだけだと場所がよく分からないので、後で場所を確認したいとかありましたら、こちらのほうに地図とか写真とかそろえておりますので、後で確認に来ていただければと思います。そういうことで、もしこういった文書が送られた農業者さんから問合せがありましたら、今後周りに迷惑をかけないよう適正に管理されるよう、もし困ったときは農業委員会のほうに相談されるようにお伝え願えればと思います。説明は以上です。

- 議長 ただいま事務局より農地パトロールの結果と今後の対応についての説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

——— 委員より意見なし ———

- 議長 それでは、利用意向調査等の発送について、事務局でよろしく願いいたします。

最後になりますが、次回の日程について事務局より説明がございます。

- 事務局 次回は、令和3年12月22日、水曜日になります。時間は午後2時から、場所ですけれども、今度は市役所本庁舎2階の第二会議室にて開催いたします。25日とは違う日程で、年末となりますが、22日、水曜日ということでよろしく申し上げます。

この先、コロナウイルスの感染状況にもよりますが、来月は年末となりますので、できれば全員参加で開催できないかと思っているところですが、また状況を見て開催通知のほうでご案内いたしますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、最後に皆さんから、全体を通して何かありましたら、お願いします。

事務局で。

○事務局長 お時間をいただきまして、事務局のほうからお知らせさせていただきます。

まず、1点は、農業ニュースの配布なんですが、毎年、農業ニュースを、12月に農業祭が行われるということもあって、農業祭を皆さんに周知したいので、11月ごろに発行していましたが、今年は農業祭がないということもありましたので、12月、今年いっぱい発送させていただき予定で今準備を進めているところでございます。ご了承いただければと思います。

あともう一つですが、こちらは皆さんも近隣市の状況などを聞いて、八潮市はということでも少し心配されている方、またご質問されたい方もいらっしゃるかと思うんですが、今現在、八潮市は都市農業課のほうで、12月議会の中で補正予算ということで、八潮市農業経営者支援給付金について上程させていただき予定で進めております。それについて、今後議会のほうで承認されますと、1月ごろから各農業者の方に通知を出していただくということもあるので、皆様にも少しご理解いただければと思ってお説明させていただきものでございます。

まず、支援給付金の趣旨でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う飲食店の時短営業などにより農作物の価格の下落や変動が見られる状況でございます。報道で取り上げられた内容としては、〇〇市などでは米の価格ダウンが見られる状況でございます。

市ではこうした様々な影響を勘案しまして、経営の安定及び生産意欲の向上を図っていただくため、農業経営者の皆様に対しまして支援給付金を支給するような形で現在進めているところでございます。

主な事業内容でございますが、まず、給付対象者につきましては、直近の農業販売収入ということで、年間50万円以上の個人、または農業法人の方を対象として考えております。また、農業販売収入については50万円以上としておりますが、国の統計調査農林業センサスなどによりますと一定規模以上の農業経営者を区分する際に、販売農家という位置づけのときに年間50万円以上の金額で設定されているところもありましたので、私どもの考え方では50万円以上の方を対象に支給をさせていただければと考えております。

この考え方につきましては、既に実施しているJAさいかつ管内におきまして、〇〇〇のほうでは50万円以上の方を対象に給付金を支給している例がございます。こうした点を考慮しまして、八潮市におきましても年間50万円以上の方を対象とさせていただいているところでございます。

次に、予算措置につきまして、先ほどご説明させていただきました来週11月30日から議会が始まりますが、令和3年第4回定例会ということで補正予算に上程させていただきたいと考えております。予算等の規模としては603万5,000円となっております、これは農業統計調査で、10a以上の農地を所有する農家の方は市内に大体360戸くらいいらっしゃいます、その中でも先ほど言った50万円以上の販売農家ということになりますと、国の農林業センサスだとか、いろいろなものを考えたときに百数戸となりまして、その統計の中に入ってない方も含めると120戸くらい該当するのではないかとということで、こちらの方々に1戸あたり5万円で、600万円の補助金を予算要求させていただいたところでございます。皆様のほうに給付させていただくのは一律5万円ということで、金額的には非常に低いと思われる方もいらっしゃるかと思いますが、5万円で計上させていただいたところでございます。

また、こちらの申請期間でございますが、これから12月議会にて説明をさせていただいて、それから議員の皆さんに審議いただきますので、議会の承認を得られないとこの形で進められないということがあります。定例会最終日の12月17日後に、手続を進めていくということになりますので、申請期間といたしましては来年1月14日から、これは広報やしおが1月10日号に出るので、1月10日号に載せて広く周知していきたいということで、1月14日から2月14日までの1か月間、申込み期間をつくりまして、皆さんにご案内していきたいと考えております。

周知方法につきましては、今ありました広報と、そのほかにも300戸ほどの皆様に個別に通知を出させていただく予定でございます。それで50万円以上の販売農家の皆さんから申請していただけるようにということで、申請書の中に入れてさせていただきます。農業経営の支援金の交付申請書及び請求書と、その外、販売額が50万円以上ということが分かる確定申告の写しだとか、市・県民税の申告書の写しとか、または法人の方であれば、直近の決算の確定申告書だとか、事業概要説明書の写し等を添付させていただきたいと思っております。これがないという場合には、住民税の担当課長のほうとも調整しておりまして、皆様がその課に行って、その書類のかわりになるものをもらえるような形で準備をしていきたいと考えております。

そのような形で今準備をしておりまして、来週の議会に上程させていただいて進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、支援給付金の簡単な説明でございますが、もし何かありましたら質問いただければと思います。説明は以上でございます。

○議長 何か委員さんでご意見、ご質問、今の事務局の説明についての質問でもいいですけども、ありますか。

○事務局長 給付金について特に何かありましたら、都市農業課までお問い合わせください。



- 議長 農業ニュースと一緒にではないということですか。
- 事務局長 はい、通知を送ります。農業ニュースの中にも分かるような形はしようと思っ  
ていますけれども、個々のお宅に通知で送ります。
- 議長 個人宛での通知は来年1月に送るわけでしょう。農業ニュースはいつ出すのですか。
- 事務局長 農業ニュースは12月下旬です。
- 事務局 次の総会のときにお渡ししようかと思っています。
- 事務局長 チラシもできれば一緒にお渡しします。
- 議長 50万円以上の販売額のある人にだけに送るのですか。
- 事務局長 いや、違います。
- 議長 それでしたら、農業ニュースも一緒に入れて出したらどうですか。
- 事務局長 郵送は農業ニュースを入れない形でやります。
- 13番（鈴木 隆委員） 申請するときには市役所に来るのですか。
- 事務局長 窓口か、または郵送で送っていただこうと思っております。農業ニュースと一緒に  
に入れると給付金の書類を見ないのではないかと心配していますので、給付金の通知と農業  
ニュースを別にしたいと考えています。
- 議長 そうかな、封筒に入れたほうが一緒に見るのではないかと思うけれども……、それは  
判断をお願いいたします。
- また、給付金のことは、50万円以上販売している方に、年内は話さないで、来年1月にな  
ってから周知した方がいいですか。
- 事務局長 来週月曜日にはプレス発表ということで記者発表します。そうすると記者の方が  
記事にすれば、次の日には朝刊等に載る可能性があるのですが、お話ししても大丈夫だと思いま  
すが、ただ、何度も言いますように、これは議会の議案としてこれから審議していただいて、  
採択にならないと給付金が給付されないで、できないこともあります。ですから、その辺  
の説明の仕方がこれから議案にかけるといふくらいであればいいんですけども。
- 議長 そうすると、だから1月になって、議会で決定した後のほうがいいということですよ  
ね。
- 事務局長 実際にはプレス発表も補正予算に上程するというような形で出てくると思うので、  
ですから、実際には補正予算を上げたよというだけは言われても構わないと思うんです。そ  
れが議会で採択されますと、案内通知がくると言っていたら構わないと思います。
- 事務局 一律5万円なので、参考に申し上げますと、近隣ではJAさいかつさんの管内でい  
くと、〇〇市も、小規模事業者支援金ということで既に始まっているんですけども、一律  
5万円ということで行っています。

また、〇〇市の場合は、商工担当課のほうで、事業発展支援補助金ということで、このコ

コロナ禍で皆さん、いろいろ厳しい状況なので、新たに何か仕事を始める、新たなことをやった場合に、それに対して補助率4分の3ということで、上限30万円までの補助金として支援しています。

さらに、〇〇〇は、八潮市と同じような感じですが10万円ということで、販売農家50万円以上の方を対象に一律に10万円ということで交付します。

○議長 分かりました。

ほかに何かありますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、これで議長の席をおろさせていただきたいと思います。皆様ご協力、ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましても慎重審議をいただきまして誠にありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川職務代理にお願いいたします。

○会長職務代理 委員の皆様にはご多用な中、11月総会にご出席をいただきましてありがとうございます。

慎重な審議をいただきまして、つつがなく議事が済みました。

雪の便りも聞かれる今日この頃でございますけれども、私事ですが、今朝レタスを取ろうと思って畑に行きましたら、何かごわごわしてしまっていて凍っているんです。季節はもうこんな時期になってしまったのかなというふうに感じて、季節の行き過ぎるのに驚いたような次第でございます。これから寒さに向かう折でございます。ご自愛いただきまして、またご活躍いただきたいと思います。

以上をもちまして、11月総会を閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございました。これにて散会といたします。

皆様大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時15分